

# ANNUAL REPORT

## 年次報告書 2023

令和5年度 2023.4.1～2024.3.31

ごあいさつ 理事長 黒川 光隆…………… 1

### I 動物福祉活動…………… 2～6

- 動物虐待防止への対応
- AWJについて
- 「動物との共生を考える連絡会」の幹事団体としての活動
- 動物ID普及推進会議(AIPO)
- 犬・猫の不妊去勢手術の推進

### II 広報・啓発活動…………… 7～9

- 第64回動物愛護の作文コンテスト
- 岡本和真HAPPY ANIMALプロジェクト
- 動物愛護週間中央行事
- JAWS REPORT
- 譲渡会の開催
- セミナー・研修会・講演・学会・取材等

### III 募金活動…………… 10～11

- 常陸宮妃華子殿下のご翻訳絵本とデザインカード
- 各種オリジナルグッズの販売等
- 会費・ご寄付の支払いが多様化されました
- 寄付金
- 税制優遇措置について

### IV 会員募集活動…………… 11

### V 事務局関係…………… 11

- 定時会員総会

### VI 各支部の活動報告…………… 12～16

- 栃木支部
- 新東京支部
- 横浜支部
- 長野支部
- 南大阪支部

### VII 財務状況…………… 17



公益社団法人 日本動物福祉協会  
Japan Animal Welfare Society



表紙  
写真

作文コンテスト表彰式(上)  
譲渡会(中)  
RSPCAセミナー(中)  
慈善ビンゴ会(下)

動物を虐待から守り、  
すべての命にやさしい社会を築いていくために。

会員区分	会費	入会要件
法人会員(CJ)	年額(1口) 50,000円	年額・1口以上 正会員2名の推薦を要する
維持会員(S)	年額 7,000円	正会員2名の推薦を要する
賛助会員(A)	年額 3,000円	
青少年会員(J)	年額 1,000円	20歳未満

※年会費は、毎年4月から翌年3月迄の1年間の会費となります。

(令和6年3月末現在)

#### 名誉総裁

常陸宮妃殿下

#### 顧問

佐良 直美  
倉林 恵太郎  
池本 卯典  
浅利 昌男  
山崎 恵子  
山口 千津子  
安田 信

#### 役員

理事長 黒川 光隆  
副理事長 安田 雄典  
理事 加藤 笑子  
理事 伊藤 美子  
理事 服部 真二  
理事 井上 多賀子  
理事 緒方 延泰  
理事 飯塚 修  
理事 堀田 雅子  
理事 水原 牧子  
理事 岡橋 輝和  
理事 猪股 智夫  
理事 小山 秀一  
監事 高橋 直人  
監事 臼杵 善郎

#### 海外姉妹団体

アニマル・ウェルフェア・ジャパン(AWJ)英国  
理事長 A.Crittenden

#### 事務局

事務局長 宇野 治  
管理部長 竹内 敏信  
獣医師 町屋 奈  
愛玩動物看護師 櫻井 彩香  
事務員 小犬丸 千寿美  
愛玩動物看護師 林 千尋



# ごあいさつ

TOP MESSAGE

## 令和5年度(2023年度)の活動状況報告

会員及び当協会をご支援くださる皆様には、益々ご壮健にてご活躍のことと拝察、お慶び申し上げますと同時に、当協会の動物福祉事業に対する、常日頃の温かいご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

また、この度の「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになった方へ謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されたすべての方に心からお見舞いを申し上げます。

2023年度は、5月に新型コロナウイルス感染症に係る行動制限がなくなり、野外保護活動や研修等の実開催が再開されました。地方においては、引き続き多頭飼育崩壊や動物虐待事案が多発し、人獣ワンヘルス・ワンウェルフェアの観点から、現地行政と連携し、多頭飼育崩壊現場における人の福祉と動物の福祉を一体として支援するプロジェクトに積極的に参加してまいりました。一方、能登半島震災に係る動物救護については、現在環境省の主導によるオールジャパンの体制が敷かれ、今後は当協会もその中で役割を果たすこととなります。

当協会の動物福祉事業のもう一つの大きな柱であります不妊去勢手術の助成事業ですが、2023年度は、「いぬねこ不妊去勢推進キャンペーン」として香川県、長崎県の2県を対象に1,600頭余りの助成を実施いたしました。また、当年度も野良猫を対象にした「JAWSのら猫キャンペーン」の一環として200頭余りを、さらに支部における実施分を合わせると協会全体では3,300頭余りの手術助成を実施することができました。

他方、啓発活動といたしましては、オンライン配信に加えセミナーの実開催を復活させ、収容された動物の適切な飼養管理を取扱う「シェルター・メディスン・セミナー」や、動物虐待

を科学的に診断できる獣医師を育成することを目的にした「法獣医学研修会」、そして一般市民を対象に「動物福祉市民講座」等を開催いたしました。また、日本獣医生命科学大学と共同開設いたしました「シェルターメディスン社会連携講座」を継続し、将来を担う若い動物医療専門家・関係者に対し動物福祉の概念を浸透させることができました。

また、恒例の「動物愛護の作文コンテスト」も第64回を数え、小・中学生の皆さんから926編もの応募をいただきました。若い世代の動物福祉活動への関心を高めることは、私共の重要な課題であり責務と考えており、更に充実させていくべきイベントとして位置付けております。

当協会の活動は、全て皆様からの会費と一般の方々や企業の社会貢献としてのご寄付によって支えられております。また、2年前から読売巨人軍「岡本和真ハピアニプロジェクト」を通じ、岡本選手に当協会の動物福祉活動を支援していただいております。当協会といたしましては、いただきました資金を基に、引き続き日本の動物福祉の質向上に資するべく、鋭意尽力いたす所存でございますので、今後とも宜しくご理解、ご支援の程をお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご活躍をお祈りしつつ、2023年度の活動状況をご報告いたします。



理事長 黒川 光隆

## 動物虐待防止への対応

### ◆警察庁統計

令和5年の動物虐待事犯の検挙事件数は、181事件と警察庁より発表されました。

動物虐待事犯は、近年増加傾向にあります。当年度は過去10年間で最多となっています。

#### 過去10年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移

分類	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検挙事件数 (単位:事件)	48	56	62	68	84	105	102	170	166	181

④: 愛護動物を殺傷するなどの動物愛護管理法第44条違反に係る事犯

被虐待動物は、猫が97件、犬が65件と全体の9割を占め、その他、ウサギ、フェレット、ハムスターやカメなどのエキゾチック動物の他、馬や牛などの産業動物も報告されています。虐待内容別では、遺棄が74件、ネグレクトが61件、殺傷が46件でした。動物虐待罪が厳罰化されて以来、警察が積極的に介入するようになり、当年度は、島根県の農場と茨城県畜産センターで2件の牛への虐待が摘発されました。今まで、中々摘発されることのなかった畜産農場での非人道的な取り扱いが表面化し本当に良かったと思うと同時に、これらは氷山の一角にすぎないことも事実であり、今後も人間の保護管理下にあるすべての動物の福祉が配慮されることを推進していく必要があると考えています。

摘発のきっかけは、住民など第三者からの通報が118件で、他は容疑者や関係者からの通報21件、動物愛護団体からの通報・告発10件です。第三者からの通報が最も多く、このことから、国民の動物福祉・虐待への関心が高くなっていると考えられます。また、動物虐待は歴とした犯罪であるということが社会に浸透してきていると実感しています。

### ◆ノイヌ・ノネコ問題

当年度は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護管理法)の愛護動物に含まれない動物の猟奇的な虐待事件も発生しました。広島県の男性が罾でとらえた猫を殺し食べる様子の動画をSNSで上げて逮捕されました。当初、動物愛護管理法違反で逮捕されましたが、当該男性は「愛護動物でないノネコと思った」と供述し、同法違反は不起訴処分となっています。

ノネコは、野生化した猫として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護法)に含まれるため動物愛護管理法からは除外されています。環境省は、ノネコやノイヌは「飼い主の元を離れて常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している個体」と定義しています。しかし、同時に生物学的にはペットとして飼われている犬猫と変わらないとしています。つまり、ノラネコとノネコの区分は非常に主観的であり、環境省の定義を証明するには、解剖して胃内容物の確認などしかなく、生きた状態での判別は難しいと言えます。ノラネコを殺傷した場合、動物愛護管理法では5年以下の懲役または500万円以下の罰金ですが、ノネコと解釈された場合は、鳥獣保護法で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となっています。この違いは非常に大きく、法律が違うだけで、致死処分方法も変わります。愛護動物の場合、動物愛護管理法で「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」とされていますが、ノイヌ・ノネコと判断された犬猫は除外されます。せめて、人間と暮らすように家畜化された犬猫の場合は、主として、動物愛護管理法の管轄下に置き、動物虐待罪の対象となることと、やむを得ず致死処分をしなければならない場合は、人道的な安楽死となるようにすべきと考えています。また、飼い主のいない犬の場合、ノライヌ、ノイヌの他に、野犬(やけん)という言葉が自治体の法令にはあります。野犬は法令内で「畜犬以外の犬」と定義されており、自治体が野犬をノライヌと解釈するかノイヌと解釈するかで処分方法がわかれます。このように、言葉一つとっても、動物に関わる法令は整理がされておらず、雑然としています。そのため、法令を運用する際、混乱を招く原因にもなっています。数年後には次回法改正が控えています。その前に、法令の整理をしていくことは重要と考えます。



### ◆緊急一時保護と被虐待動物の飼養禁止の必要性

動物虐待で起訴された動物保護団体が、警察に押収された犬の返還と損害賠償を求める訴えを起こしました。日本では、所有権が強く、虐待した者を罰することはできても、虐待を受けた動物を保護することができません。虐待で有罪判決を受けた場合でも、虐待をした者が所有権を放棄しない限り、動物を返還しなければなりません。一時的に押収などで保護できても、返還要求さえすれば、法律上、返還せざるを得ないのが現状です。虐待をした人間に、虐待を受けた動物を返すということは動物福祉的にも道義的そして社会的にも異常なことではないでしょうか。このような社会的歪みを矯正するためには、次回法改正で、緊急一時保護制度と虐待者による被虐待動物の飼育禁止の罰則制定が必要不可欠だと考えます。

### ◆8週齢偽装問題／環境省調査

2019年法改正により、販売される犬猫の8週齢規制(日本犬除く)が施行されました。8週齢規制には、社会化期を親元で過ごすことで、成長後の犬や猫の問題行動のリスクと免疫力低下を防ぎ感染症にかかるリスクを減らすという重要な目的があります。そして、8週齢規制と同時に、悪質な業者の排除を目的に動物取扱業者における犬猫の飼養管理基準が制定され、繁殖犬猫及び幼齢個体の飼養環境の改善が図られるようになりました。

しかし、環境省によるペットオークションと繁殖業者の一斉調査により、繁殖業者約1,400事業者の約5割にあたる約700事業者で法令違反があったことが確認され、そのうち、50件(自己申告)で8週齢規制違反が判明しています。また、ペットオークションへの調査結果からは、全ての会場で出生日の偏りが認められました。

この結果から、繁殖業者による出生偽装が横行していたことが推測されます。この問題は、出生日の確認はどうするのかなど運用方法の議論が成熟しないまま施行されたため、想定はされていました。それでも改正法施行当時は業者の良心及び業界の自浄作用を期待していましたが、想像以上に残念な結果となりました。また、この問題は業者だけでなく、消費者が幼齢個体を求める傾向が強いということが骨幹の問題でもあり、そのような消費者が8週齢偽装をする業者を支えているという現状があります。今回の調査結果は、ペット業界全体の評判をより落としかねない事態になっており、ペットパーク流通協会や全国ペット協会が危機感を持って対策案を講じているところで

す。しかし、両協会の非会員には何の意味もありません。そのため、ペットオークション規制及び繁殖業者規制などの法整備は必要だと考えます。

また、出生証明を獣医師に出してもらう方法もありますが、中立を保つために第三者機関の獣医師等による確認が必要だと考えます。しかし、それでも全面解決には至らないと推測しています。ペットオークション規制など法規制をしても問題が続くようであれば、ペットオークション制度を禁止し、それでも問題が継続するようであれば、ペットショップ等での幼齢個体の生体販売禁止が必要になると考えます。

英国でも6か月齢規制以前に8週齢規制がありましたが、その当時でもペットショップでの犬猫の生体販売はほぼ実施されていませんでした。幼齢個体にとって、輸送のストレスと環境変化のストレスは非常に大きく、ペットオークションを介した流通では、最低でも2回の輸送と環境変化があります(図1参照)。日本でも大幅に流通体制を見直す時期なのかもしれません。しかし、ペットショップでの幼齢個体販売を禁止するためには、まずは繁殖業者の改善を図る必要があります。もし、直ちに生体販売禁止にした場合、消費者は繁殖業者からの直買いか保護施設で入手することになります。未だ悪質な繁殖業者が多い現状では、動物福祉と消費者保護の観点から、日本での生体販売禁止は時期尚早であると考えています。そのため、行政による速やかかつ徹底的な視察・行政命令などで悪質な業者を淘汰すると同時に、優良ブリーダー制度の運用も必要不可欠です。ペット業界全体が成熟することと動物愛護管理行政による運用の徹底、そして消費者の動物福祉の意識向上が必須であると考えます。

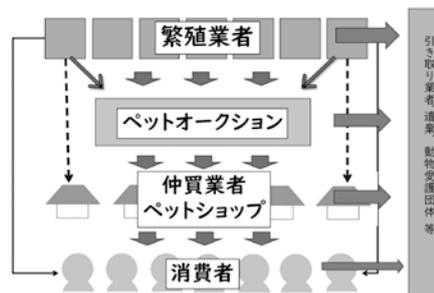


図1：犬猫の流通体制簡略図

### ◆産業動物の福祉

2023(令和5)年7月に農林水産省から「畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針」「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」「家畜の輸送に関する技術的な指針」(以下指針)が公表されました。しかし、本指針を生産者に周知させ実行させる方法や、生産者

への助言や指針が実行されているかを確認する部署などの課題があります。そして、本指針には罰則等が無く、あくまでも推奨レベルであることなどから実効性に乏しいものになっています。農林水産省と生産者、家畜保健所職員・大動物獣医師などの現場と大きな隔たりがあるように感じています。産業動物も愛護動物です。そのため、実効性を持たせる意味でも、担当部署等を明確にし、環境省作成の「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に本指針を連動させ、動物愛護管理行政職員と家畜防疫員が農場の立入と行政命令等ができるようにする必要があると考えています。

産業動物は経済動物ということもあり、災害時には畜産農家に対する補償に重点が置かれています。生産者を守る意味で補償は大切です。しかし、一方で、産業動物の福祉は、災害時において、一番配慮されないとっても過言ではありません。これは、東日本大震災以降も大きく改善されていません。災害時の産業動物は、農場の要請で獣医師によるトリアージが実施され、予後不良の個体については動物福祉の観点から速やかな安楽殺を考慮する必要があります。また、災害を免れた個体を安全な場所に移動したいと畜産農家が希望しても、農場単独での実行は中々難しいと考えます。速やかな安楽殺やその他の支援を実行するためには、国、地方自治体、獣医師会・共済、そして畜産農家の足並みを揃え協働できる体制が必要です。そのためには、平時からどのような状態のときに安楽殺の判断をするのか、どのような致死処置方法が妥当かなど多岐に亘る場面を想定して議論をし、様々な災害に備えた対応ガイドラインの作成と安楽殺について明記する必要がありますと感じています。

「食の安全・安心」には産業動物の福祉が含まれます。そして、福祉とは「心身が健康」であることです。過度のストレスから免疫低下し、疾病罹患率が上昇するような環境で飼育された産業動物は、「健康」といえるでしょうか。抗生剤の乱用による薬剤耐性菌も看過できない問題です。堆肥として使用された場合、畜産食品だけでなく野菜にも影響する懸念があります。循環型農業が注目されていますが、産業動物の福祉が配慮されてこそ成立するシステムだと考えています。

#### ◆環境省 統計

環境省の統計資料によりますと、令和4年度(令和4.4.1～令和5.3.31)における全国の犬猫の引取り数及び処分数は、当年度も昨年度より減少しております。これは、引取り数減少に比例して返還・譲渡数及び殺処分数が減少していると推測します。しか

し、割合で見ますと、返還・譲渡率は76%と過去最高となっており、動物愛護管理行政や民間の保護団体の努力の成果と考えます。殺処分数は昨年度の約1万4千頭から約1万2千頭と減少しました。内訳は犬が2,434頭(幼齢個体60頭)、猫が9,472頭(幼齢個体1,727頭)と、猫が犬の約3倍多くなっています。しかし、猫の殺処分数がはじめて1万頭を下回りました。

	引取り数		処分数	
	成熟個体	幼齢個体	返還・譲渡	殺処分
犬	17,735 (19,229)	4,657 (4,873)	19,658 (21,518)	2,432 (2,739)
猫	10,551 (11,288)	19,850 (23,517)	20,471 (23,112)	9,472 (11,718)
合計	28,286 (30,517)	24,507 (28,390)	40,129 (44,630)	11,906 (14,457)

④：幼齢の個体は主に離乳していない個体を示す。( )内は前年実績引取り数の所有者不明の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく抑留が含まれる。引取り数の所有者不明には、一部、県・市条例に基づく収容を含む。殺処分数には、幼齢個体などの保管中の病気等による自然死も含まれる。成熟個体と幼齢の個体を区別していない自治体にあつては、成熟個体に計上している。

## AWJ(旧JAWSUK)について

英国の姉妹団体であるJAWSUKはAnimal Welfare Japan(AWJ)に改名しました。

コロナ禍が落ち着き、円安も後押しとなり、訪日海外旅行者が急激に増加しました。その影響で、当年度は展示施設を中心に、英国の姉妹団体AWJ(旧JAWSUK)を通じて、国内外に住む海外の方からの相談が複数件寄せられ対応しました。

## 「動物との共生を考える連絡会」の幹事団体としての活動

### 【動物愛護管理法改正に向けた取り組み】

「動物との共生を考える連絡会」(以下動共連)は、2025年頃に予定される動物愛護管理法改正に向け、具体的な改正案の作成や関連団体との協議及び国会議員等へのロビー活動を実施しました。

### 具体的な法改正案(2024.3作成)

1. 緊急一時保護の条文を新設
  - ・第2条「感覚(感受性)をもつ命ある存在」
  - ・第7条：「動物の所有者又は占有者の責務」の強化
  - ・第25条：一時緊急保護できる条文を明記；施行規則12条の2に不適切な飼養管理の詳細を追加。

- ・第35条：「犬及び猫」を「犬及び猫等(44条の愛護動物とする)」とする。
  - ・第37条：「犬及び猫」を「犬猫及びいえうさぎ等」とする。
  - ・第37条の2：動物愛護センターの業務内容に一時保護された被虐待動物又はその恐れのある動物の保管を新設。保管条件を明記。
  - ・第40条：行政施設での致死処分の判断基準を追加
  - ・第41条の4：国は、地方公共団体との連携を強化し、相互に必要な情報は提供すること。
2. 第44条：被虐待動物の飼養禁止
    - ・虐待をした動物の飼養を禁止する。
  3. 将来の飼養禁止命令の新設
  4. 移動販売の禁止及び輸送に関する規定を新設
  5. 『動物園』の定義及び展示業の規制強化
  6. 第二種動物取扱業の登録制
    - 譲渡費用等を徴収する場合は販売業登録
  7. 繁殖業者の規制強化
    - 動物取扱研修会で、繁殖にかかわる特別講義を追加
    - 省令第2条6のイを法21条1項に格上げ
  8. 競りあわせ業(ペットオークション)の動物の取扱い・施設等について基準を制定
  9. ペットとして飼養できる野生動物種のホワイトリスト作成。将来的にペットとしての飼養を原則禁止とする。
  10. 第10条：産業動物・実験動物についての除外規定を外す。
  11. 第7条の7：産業動物の飼養及び保管に関する基準(環境省)にアニマルウェルフェアへの配慮を新設し、農林水産省管轄のAWIに配慮した家畜の飼養管理基準(農林水産省管轄)と連動。
  12. 附則(検討)第8条；動物を取扱う学校、試験研究～科学上の利用に供する動物を取り扱う者等は、第一種動物取扱業に追加する。
  13. 附則(指定犬に係る特例)の削除。天然記念物として指定されている犬種であっても56日齢未満で販売してはならない。
  14. 動物愛護管理行政職員の責務等を法律に明記(動物愛護管理担当職員)第三十七条の三 に第4項を新設
    - ・愛護動物が不適切な飼養管理及び虐待疑いがある場合、速やかに視察及び指導等対応をしなければならない。
    - ・不適切な飼養管理及び虐待等に対して適切な対応

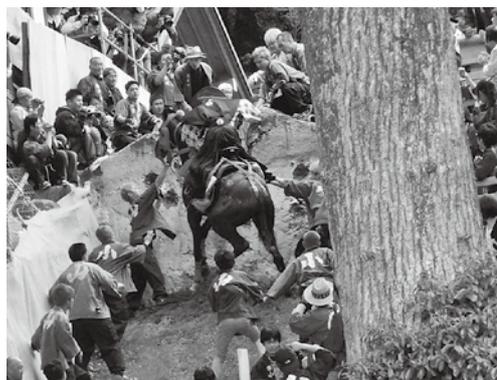
しなかった場合、その責任を問われる。

#### 15. 知事認定獣医師制度の設置

(動物愛護管理担当職員)第三十七条の三 に第5項を新設

#### 【上げ馬神事】

動共連は、2003年から一貫して改善を強く訴えてきました。そして、2023年に4年ぶりに開催された当該祭りにおいて、馬一頭が骨折により安楽殺されたことによって、SNSを中心に注目され、動物虐待として、国会でも議論されるまでに問題が発展しました。動共連も6月に、三重県庁、三重県警察署、三重県教育委員会そして多度大社にそれぞれ要望書を提出いたしました。国民の声が多度大社と三重県に多く寄せられたことにより、多度大社は上げ馬神事の見直しを表明し、三重県の指示のもと、「多度大社の上げ馬神事の在り方検討会」を開催し、動共連の青木代表が外部委員として検討会に参加しました。検討会では「上げ坂の傾斜を緩くし、壁をなくすことを要望する」ことで一致し、後日、多度大社側は坂上の壁をなくすことに決定しております。



#### 動物ID普及推進会議

#### (AIPO : Animal ID Promotion Organization)

当協会は、動物ID普及推進会議の幹事として、(公社)日本獣医師会と協力しマイクロチップ(電子標識器具)の普及に尽力しています。2019年の動物愛護管理法改正において、犬猫の販売業者に対しマイクロチップの装着・登録が義務付けられることになり、2022年6月に施行されました。小さなチップに登録された「名札」の役割を担う固体番号は集中管理されていますから、地震等の災害が発生した際には、大切なペットと飼い主を素早く、確実に結び付けることが可能になるなど、力を発揮します。年初の能登半島震災におい

てもチップの読み取りにより迷い犬が無事に返された事例もありました。当協会では所有する動物が譲渡される場合、必ず、チップを装着して送り出しています。

## 犬・猫の不妊去勢手術の推進

### <いぬねこ不妊去勢手術推進キャンペーン>

本部では第30回「いぬねこ不妊去勢手術推進キャンペーン」を長崎県と香川県を対象に実施いたしました。本キャンペーンは、対象県在住の方を対象に犬猫の手術費用を一部助成し、不幸な動物を増やさないための啓発活動としても実施しております。

応募期間は2023年9月～2023年10月末までの2か月間で、インターネットまたはハガキで受け付けました。約8割の方にネット応募をご利用いただいております。また、前回と同様にネットで助成金受け取りができるシステムを導入しており、こちらの利用率も8割となりました。

助成金の利用率(手術済頭数÷当選頭数×100)は、香川県が84%で長崎県が68%という結果になりました。応募時の動物入手経緯のアンケートでは、野良猫を保護して家族に迎えてくださる方が多く、全体からみて手術後も飼い主のいない動物の割合は約30%ほどでした。

### 当選頭数

	メス		オス		性別不明		合計
	猫	犬	猫	犬	猫	犬	
香川県	351	82	261	60	56	0	810
長崎県	706	83	486	94	73	0	1,442

### 助成頭数

	メス		オス		合計
	猫	犬	猫	犬	
香川県	308	67	260	42	677
長崎県	490	62	370	65	987

### <JAWSのら猫キャンペーン>

一方、本部会員を対象に野良猫の不妊去勢手術の一部を助成する「JAWSのら猫キャンペーン」は当年度で8年目となりました。全国各地から申請をいただき、不幸な動物を増やさないための活動を支援させていただきました。

助成頭数		
メス	オス	合計
143	125	268

### <支部助成金>

各支部でも、不幸な犬や猫を1匹でも減らすために、不妊去勢手術費用の補助をし、手術の普及に努めております。手術の総助成頭数の内訳は以下の通りです。

	メス	オス
支部合計助成頭数	799	587
本部合計助成頭数*	1,070	862
本部・支部合計助成頭数	1,869	1,449
合計	3,318	

\*「JAWSのら猫キャンペーン」「いぬねこ不妊去勢手術推進キャンペーン」を含む。

## 第64回動物愛護の作文コンテスト

半世紀以上に亘って継続されてきた作文コンテストは、当年度は5月に新型コロナウイルス感染症に係る行動制限がなくなったことを受け、コロナ禍前の要領で実施されました。全国の小・中学生から926編の作品応募があり、多数の力作、秀作を前に、苦勞の審査の結果、環境大臣賞は小学生の部では、佐々木夢結さん(神奈川県伊勢原市立桜台小学校3年)の「行き場のない犬たち」が、中学生の部では、辻岡優姫奈さん(静岡県静岡県立浜松西高等学校中等部2年)の「奇跡の軌跡」が選ばれました。その他には特別賞の「昭和会館賞」「岡本和真ハピアニ賞」「AWJ賞」を含めて、小・中学生各10名、計20名が受賞しました。表彰式は11月26日に常陸宮妃殿下御臨席の下、東京プリンスホテルで開催されました。受賞者には、賞状とともに常陸宮妃殿下から御下賜品が授与され、皆さんからは久しぶりに表彰式に参加できて大変嬉しく励みになったとのお声をいただきました。



## 岡本和真HAPPY ANIMALプロジェクト

11月23日に「ジャイアンツ・ファンフェスタ2023」が東京ドームで開催されました。球場ではグラウンドの舞台にいる選手を取り巻くようにドーム全体をファンの皆さんが埋め尽くし、昨年よりさらにパワーアップしたイベントが目白押しで行われていました。普段の緊張感のある選手たちとは一味違った一面が見られました。その中で、球団や選手が取り組んだ支援活動の寄付金贈呈が行われ、グラウンド上では、寄付金額が書かれたプレートが球団・選手より各団体代表へ手渡されました。今シーズンの活躍により、岡本和真選手から100万円のご寄付をいただきました。私たちも岡本選手の活躍に負けないように、一頭でも多くの動物たちを救えるよう活動をしていきたいと思っております。皆さんも是非、応援よろしくお願いたします。



## 動物愛護週間中央行事

当年度の動物愛護週間中央行事は、昨年と同様に「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」のテーマの下、屋内行事は9月23日(土)に東京国際フォーラムにおいて動物愛護管理法制定50周年記念行事を兼ねて、教育プログラムやシンポジウムが実施されました。また今回は屋外行事が復活し、11月23日(木)に上野恩賜公園の不忍池周辺にて動物感謝デーと同時開催されました。新型コロナウイルス感染症によるイベント開催制限が緩和され、屋内行事・屋外行事共に多くの方にご来場いただきました。



## JAWS REPORT

当年度は93号、94号と2回発行し、協会の実施活動全般に加え、多頭飼育崩壊問題や2025動物愛護管理法改正動向について掲載いたしました。レポートは会員の皆様をはじめ、自治体や獣医師会、各種関係団体様などにお届けしております。



↑たくさんの方にご来場いただきました



↑岡本選手にもご来場いただきました

## 譲渡会の開催

昨年度に引き続き、2024年1月20日(土)に渋谷区松濤にあるヤマザキ動物専門学校内レインボーホールで栃木支部・本部協同開催の犬猫譲渡会を行いました。高齢動物や疾病動物であっても、直にその動物たちに会うことでその子の良さが少しでも伝わり、家族に迎えてもらえる可能性を広げることができればと譲渡会を開催しております。今回、犬・猫合計9頭の動物たちが新しい飼い主さんと出会えることを願って参加してくれました。今回は、天候に恵まれず、予定より参加動物も少なくなりましたが、会場へ約60名の方に足を運んでいただきました。栃木県から宇都宮大学の猫サークルのボランティアメンバーも駆けつけてくれて、若さで会を盛り上げてくれました。栃木から参加した動物たちもいつもお世話をしてくれている人に見守られながらの参加なので心強かったと思います。更に、今年もサプライズで岡本選手が来場され、1頭1頭動物たちの説明をするボランティアの話に耳を傾けながら「かわいいね」と声をかけながら会場内を見学されていました。

岡本選手においてはご多忙の中でも、私たちの活動をご支援・ご協力いただき、感謝申し上げます。動物たちも休憩を挟みながら3時間の間、最後まで頑張って参加してくれました。2023年1月の開催時に参加した動物では猫3頭が新しい飼い主に迎えられました。今後も継続的に開催し、動物たちの状態に配慮しながら活動してまいります。

## セミナー・研修会・講演・学会・取材等

### 1. セミナー

#### 【JAWS動物福祉市民講座】

当年度も全10回の動物福祉市民講座を無料オンライン配信にて実施いたしました。当協会の市民講座はどなたでも参加可能であり、専門性の高い講師陣による授業内容をより多くの方に知っていただき、正しい動物福祉の普及啓発の一環として実施しております。遠方の方でも視聴できることから、多くの方からご好評をいただいております。配信は各回2週間の配信期間を設けており、配信期間内であれば何時でも何回でもご視聴いただけます。当年度は約2,000名の方にご参加いただき、動画の再生回数も約4,000回再生に上りました。

#### 【RSPCA(英国王立動物虐待防止協会)セミナー】

当年度は2回のRSPCAセミナーを開催いたしました。10月には「RSPCAインスペクター短期研修会」を、2024年2月には「生命尊重教育セミナー」を開催いたしました。10月のインスペクター短期研修会では、動物福祉の基本から動物に関わる相談対応プロセス、虐待疑いの対応方法など、英国で実施されている実践的な内容をお話いただきました。2月の生命尊重教育セミナーでは、命の大切さを学ばせるために必要な知識や技術を実際の日本の学習指導要領と比較しながらお話いただきました。

### 【シェルター・メディスン・セミナー】

当年度もマースジャパンリミテッド様とベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社様のご協賛で、第3回と第4回のセミナーを開催いたしました。当年度はどちらも会場で実開催となり、参加者と講師の先生とのコミュニケーションの時間がとれたことで、受講された方が学びを実践したくなるような、より具体的な内容にフォーカスしたセミナーとなりました。



### 【法獣医学研修会】

近年、反社会的行動と動物虐待の関連性が注目されつつあり、法獣医学のニーズも多様化してきています。獣医師や行政職員、法曹関係者などを対象に専門職として動物虐待を見過ごさないための知見を身に付けることを目的とした研修会を、当年度も動画配信にて全国を対象に実施いたしました。

## 2. 学会幹事及び理事としての活動

当協会職員が各学会において幹事・理事として参加いたしました。

### 【日本法獣医学会の活動】

- ・洋書[Veterinary Forensic Medicine and Forensic Sciences. Edited By Jason H. Byrd, Patricia Norris, Nancy Bradley-Siemens. Copyright 2020]の翻訳
- ・シンポジウム及び研修会開催(9月、10月、12月、2月)
- ・第3回学術集会開催(3月)

### 【日本動物福祉学会での活動】

- ・動物福祉学教科書作成の検討
- ・第4回シンポジウム「実験動物の福祉」開催(12月)

## 3. 講演等

- ・当協会の本部職員がヤマザキ動物看護大学大学院生とともに日本獣医生命科学大学で講義いたしました。
- ・地方自治体及び他団体からのご依頼で講演いたしました。
- ・(公社)農林水産・食品産業技術振興協会からのご依頼で「獣医師と動物福祉」をテーマに寄稿いたしました。

## 4. 取材

当年度もテレビ局、新聞社、雑誌社などのメディアからの取材受けました。

## 5. 省庁及び各自治体における 審議会・委員会等

当協会理事が農林水産省WAOH連絡協議会の通常メンバーとして会議に参加いたしました。

本部職員が環境省動物愛護部会臨時委員、農林水産省アニマルウェルフェアに関する意見交換会の委員として、また、東京都、千葉市と仙台市の動物に係わる会議の委員として会議に出席いたしました。また当年度から「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」による動物愛護法改正PTのアドバイザーに就任いたしました。

当協会顧問が徳島県と大分県の動物愛護推進協議会の委員、神戸市の人と猫の共生推進協議会の委員として会議に出席しております。その他、当協会会員で、在住地の自治体から愛護推進員の委託を受け、地域の動物福祉推進のために活動されている方もいます。

## 6. 要望書等提出

「畜犬の取り締まり及び野犬掃討条例についての要望書」を環境省に、「蔵王キツネ村についての意見書及び要望書」を管轄自治体にそれぞれ提出しました。

警視庁からのご依頼で動物虐待事件についての意見書を作成しました。

## 7. 学術ネットワーク

専門家による「緊急一時保護の必要性を考える検討会」と「次回法改正案についての検討会」を主催しました。

## 常陸宮妃華子殿下の ご翻訳絵本とデザインカード

妃殿下が翻訳された「しょうぼう犬ドット」と妃殿下お手製のデザインカードをバザー等でお求めいただけます。妃殿下のご厚意で、売上と印税は全て当協会へご寄付いただいております。

## 各種オリジナルグッズの販売等

定番のオリジナルロゴ入りTシャツ、ポロシャツの他に傘、ロール付箋なども大変好評いただいております。JAWSロゴ入りの紙ナプキンの再販やステンレスボトル、フェアトレードコットンポーチも新グッズに加わり、販売に貢献しています。JAWS動物カレンダーは安定した支援者の方々を中心に、大事なペットのお写真掲載に応募いただいております。新たに掲載して

いただく方を増やすためにも、SNS等を活用した周知を行い、今後とも発行を継続していきたいと考えています。各グッズはHP・イベント・バザーなどで販売しています。

## 会費・ご寄付の支払いが多様化されました

① 郵便局・コンビニ	従来の振込用紙で支払
② WEB決済	PC・スマホ・タブレット等のWEB上でクレジットカード・ATM・コンビニ・ネットバンキングでの支払
③ □座振替	会費及び定期的なご寄付を□座振替にて支払

## 寄付金

大口ご寄附者(敬称略) (23/4~24/3) 単位:円

氏名	金額
持田 泰子	5,000,000
高田 祐美子【ご遺贈:故 吉澤利則様】	4,818,557
石山 公子	3,000,000
MARCUS EVERARD	2,000,000
公益社団法人 アニマル・ドネーション	1,400,500
武藤 万里	1,250,000
株式会社 エムズ	1,000,000
岡本 和真	1,000,000
川野 悦子	1,000,000
バッカーズ・ファンデーション	1,000,000
垂水 洋子【ご遺贈:故 垂水二三雄様】	502,000
株式会社 エーアールエー	500,000
ロバートウォルターズ ジャパン 株式会社	451,100
ロイヤルハウジング販売 株式会社	318,031
ロイヤルリゾート 株式会社	300,671
土田 謙一(みどりとかまちゃん)	300,000
学校法人 ヤマザキ学園	300,000
匿名	277,860
津 由利子	250,000
松平 寿美枝	200,000
あさこ動物病院	200,000

氏名	金額
渡辺 郁与	200,000
小花塗装 株式会社	200,000
公益財団法人 日本いけばな芸術協会	200,000
株式会社 どうぶつでんき	188,505
マリア動物病院	157,300
匿名	150,000
神奈川県立舞岡高等学校	123,110
匿名	120,000
ロイヤルハウジング 株式会社	119,530
渡邊 雅子	113,000
村上 寿子	110,000
小野 賀永子	100,000
折田 美佐枝	100,000
窪野 幸子	100,000
平山 智史	100,000
匿名	100,000
本岡 真	100,000
野村 幸弘	100,000
医療法人社団 曉慶会 はらメディカルクリニック	100,000
ペッツファースト 株式会社	100,000

毎月のご寄附者(敬称略) (23/4~24/3)

相川絵理子 石曾根泰久 金釘早苗 黒木敬子 高橋杏奈 竹内靖子 西岡千秋 張替邦夫 肥喜里秀明 丸山明  
美 森口慧 脇田昌実 ワタベミヅキ 五十音順

## 税制優遇措置について

公益社団法人日本動物福祉協会へのご寄付は、税制優遇措置の対象となっています。所得税、個人住民税、相続税について、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。

なお、優遇措置を受けるためには申告が必要です。

※住民税における寄付金控除は、各都道府県および市町村の条例で指定されている場合のみ適用されますので、お住まいの都道府県および市町村にお問い合わせください。

※詳しくは最寄りの税務署や税理士などにお問い合わせください。

	税額控除(H23 改正追加)	所得税(従来型)
控除額	<b>寄付金額－2,000円</b> ※対象となる寄付金額の上限は、総所得金額の40%相当額	<b>(寄付金額－2,000円) × 40%</b> ※対象となる寄付金額の上限は、総所得金額の40%相当額 ※控除税額の上限は、所得税額の25%相当額
～個人住民税について～		
控除額	○都道府県が条例指定 (寄付金額－2,000円) × 4% ○市区町村が条例指定 (寄付金額－2,000円) × 6% ※重複指定であれば、(寄付金額－2,000円) × 10%	
～相続税について～		
非課税措置	遺贈または相続財産の寄付は相続財産から除外(租税特別措置法70条) ※条件：寄付を受ける公益法人がその財産を2年以内に公益目的事業に使う事 (使わなかったり、公益認定が取り消された場合は改めて相続財産に加算)	

## IV 会員募集活動

新会員の募集

- ・当年度は、未だコロナ禍による外出自粛の余波もあり、賛助会員における自然退会者(会費未納)が引き続き高止まりし、3月末の個人会員は1,964名と減少いたしました。引き続き会員増強の努力をしていますが、皆様におかれましても、身近に動物福祉に対する理解者がいらっしゃいましたら、是非ともご入会をお奨めください。宜しく願いいたします。2023年度末(令和6年3月31日現在)の各会員数は下表のとおりです。

法人会員	26社	青少年会員	36名
終身会員	132名	合計	1,990名
維持会員	173名	(内、個人会員)	(1,964名)
賛助会員	1,623名		

\*ご住所を変更された方は、必ず、事務局へご一報くださいますよう、お願いいたします。

## V 事務局関係

定時会員総会の開催

### 定時会員総会

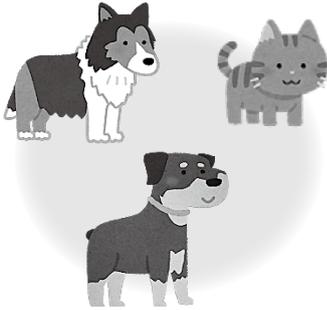
- ・2024年6月22日に、2023年度定時会員総会が東五反田の「スタンダード会議室」において、午後1時半から開催されました。第1号議案「2023年度計算書類承認の件」、第2号議案「理事選任の件」、第3号議案「監事選任の件」が上程され可決、承認されました。続いて「2023年度事業報告」「2024年度事業計画」「2024年度予算」が報告され、午後2時半に閉会しました。

## Ⅵ 各支部の活動報告

新しい飼い主探し／不妊手術助成活動等

**JAWS**  
WE LOVE YOU

- 現在5支部が活発に活動しています。
- 姉妹団体である英国のAWJ(Animal Welfare Japan)も各支部の活動に注目し、高く評価すると同時に、積極的な協力や支援を行っています。
- 5つの支部はそれぞれの現場でそれぞれの固有の問題、課題に向かいながら、飼育管理相談、新しい飼い主探し、不妊・去勢手術の助成や多頭飼育崩壊問題の解決に向け努力をしておりますので、その様子をご報告いたします。



南大阪支部  
支部長 山移千鶴



長野支部  
支部長 徳間壽美子



栃木支部  
支部長 川崎亜希子

JAWS支部  
ネットワーク



新東京支部  
支部長 井上留美



横浜支部  
支部長 家入庄一郎

## ●地元国立大学と協働

栃木支部は、地元国立大学の保護猫サークルと協働で、学内にいる猫の繁殖制限や保護に関わっています。宇都宮市保健所とも学生を交え、活動報告や意見交換会を行いました。また、学生の保護猫サークルのメンバーが譲渡会のお手伝いや保護管理を積極的に行ってくれています。社会的な問題に、学生自ら地域や行政などを巻き込みながら解決しようとする姿勢からこちらも学ぶことが多いです。

## ●自治体からの多頭飼育問題のご相談や協力依頼

高齢者のみの世帯や、いわゆる8050問題を抱える家庭、知的障がいや精神疾患を抱えるご家庭などで多頭飼育を含む動物の問題が、人の問題を担当する行政の福祉関係の部署から多数持ちこまれています。

主に猫の相談が多く、10匹以上は当たり前で、30匹を超えてから慌ててご相談が来るケースもあり、頭を抱えています。ガイドラインはできているもののうまく活用されておらず、問題を覚知した時には頭数も飼育状態もひどいことになっています。早期発見が大切なのですが、社会的にも孤立していることが多く、発見が遅れてしまうことが多くあります。

また、こういった世帯は生活困窮者であることがほとんどで、経済的な負担をどこがするのかなどは大きな課題になってきています。不妊手術に関わる費用、保護管理に関わる費用や労力の負担については、ほぼ100%民間の団体が負担する形になっています。

さらに、知的な問題を抱えている場合や精神疾患、身体障がい者の世帯は、動物の問題が再発しやすく、福祉関係の人にも見守りを依頼していますが、完全な再発防止に至らないのが現状です。

予防できれば、動物だけでなく飼い主のセルフネグレクト防止にもなって、公衆衛生上の問題も起きにくく、社会的損失も防ぐことが可能なのが多頭飼育問題です。保護に関わる社会的損失を考えた場合、公共性、公益性にかんがみても、法律の中で、飼育禁止命令や、緊急保護などが盛り込まれることが必須だと繰り返し訴えたいです。

## ●団体譲渡

栃木県動物愛護指導センターの団体譲渡の登録団体として、殺処分前の犬やねこの譲渡に栃木支部でも積極的に取り組んでおります。負傷や病気で医療行為が必要な動物の団体譲渡を受けるなど頑張っ活動しています。高額な獣医療費は、皆様からのご支援で賄っています。ハンデがあっても医療ケアが済んだ動物たちは、次の幸せをつかんでいる事例もたくさんあります。

## ●図書館での譲渡会

県内の図書館で譲渡会が開催されました。毎年開催にご協力いただいております、ここ数年でFIVキャリアの

猫もご縁がつながっています。館内では動物に関する本が特集され、啓発という点でもありがたいご協力です。

## ●地域猫対策

皆様のおかげで不妊手術の助成金事業を行っております。栃木県内でも徐々に地域猫対策という言葉が公的になってきており、今後も過剰繁殖を防ぎ、余剰動物を生ませないために、助成金を役立てたいと思います。

## ●警察からの保護依頼

警察より依頼を受けて犬を保護しました。飼い主は知的障がいをもっており、車の中で犬を飼っていました。そんな中で、飼い主が生活苦で万引きをして逮捕されてしまい、犬が車に取り残されないように、警察が動物愛護指導センターに引き取りの依頼をしたところ、引き取り手数料を負担してもらわないと引き取れないという対応だったそうです。

警察の方々は、署で一旦犬を保護し、その後当支部に依頼にられました。当方からは福祉課の担当者にもご連絡をし、再犯防止のために見守りを付けていただくように依頼しました。

一方、動物愛護指導センターにはこの件も含め、県議からも問い合わせがあり、今後、行政内で建設的な話し合いがされることを望みます。

多頭飼育問題、不妊手術への助成金、団体譲渡や日々の保護管理など当支部が多岐にわたり活動できるのも、活動を支えてくださる皆様のお力添えがあってこそと、感謝しております。本当にありがとうございます。



①不妊・去勢手術助成金支給頭数(犬・猫合計=114)

犬	オス → 0	猫	オス → 50
	メス → 0		メス → 64
	計 0		計 114

②犬・猫の新しい飼い主探し実績頭数(犬・猫合計=48)

犬	オス → 5	猫	オス → 17
	メス → 4		メス → 22
	計 9		計 39

(支部長 川崎亜希子)

## 新東京支部

Shin-Tokyo Branch

新東京支部では、定期的に保護動物を預かり、譲渡する活動を行っています。今回はよいご縁を繋げることができた、2頭の猫たちを紹介したいと思います。

まず、茶トラ猫のカツヲ君。地域猫として暮らしていたカツヲ君は、1歳前後の男の子です。頭を触らせてくれるほど人慣れしていました。当支部があるヤマザキ動物専門学校で職員が、ずっと彼を見守っていましたが、保護して家猫としての生活をおくらせてあげたいとの相談を受けました。

保護された後、当支部に併設された動物病院で去勢手術を実施しました。人慣れしていたとはいえ、病院は怖かったのでしょうか。攻撃性はありませんが、隙があれば俊敏な動きで逃げ出そうとし、最初の数日は触らせてはくれず、耳を後ろに倒して警戒心をあらわにしていました。日が経つにつれ、徐々に心を開き、1週間もすれば、のどをゴロゴロ鳴らしながら抱っこをさせてくれるほどになりました。野生的な顔に甘えん坊の性格というギャップが魅力のカツヲ君は、すぐに学生さんに譲渡が決まり、今では幸せに家猫としての第二の猫生を送っています。

次にアビシニアンのおんずちゃん。9歳の女の子です。最初の飼い主さんは、高齢で病気のため一緒に暮らすことができなくなり、別の家庭に保護されました。人が大好きなおんずちゃんですが、大胆で遠慮のない性格だったため、飼い主さんを独占してしまうようになってしまいました。譲渡先の先住猫がそれをストレスに感じて、痩せて毛も抜け、すっかり弱ってしまっただけで、見かねた飼い主さんが、泣く泣く手放すことに決め、当施設で預かり、新しい家族を探すことになりました。

もともと人懐こいおんずちゃんは、お世話をしているボランティアサークルの学生や病院の愛玩動物看護師にすり寄って甘え、一人にされるのをとても嫌がりましたが、愛情が深すぎて独占欲が強い為、譲渡先は一頭で愛情たっぷりにかわいがってくださる方がベストでした。ちょうど、学生さんでぴったりなご家庭に正式譲渡がきまり、今は甘えたい放題の幸せな生活を送っています。



↑カツヲくん



↓おんずちゃん

①不妊・去勢手術助成金支給頭数(犬・猫合計=0)

犬	オス → 0	猫	オス → 0
	メス → 0		メス → 0
	計 0		計 0

②犬・猫の新しい飼い主探し実績頭数(犬・猫合計=8)

犬	オス → 0	猫	オス → 6
	メス → 0		メス → 2
	計 0		計 8

(支部長 井上留美)

## 横浜支部

Yokohama Branch

### <動物愛護フェスティバル>

2023年9月23日 横浜市医療局動物愛護センター恒例の動物愛護フェスティバルに参加しました。フェスティバルの実行委員は動物愛護団体(5団体)、横浜市獣医師会、動物取扱業関係団体(1団体)、一般公募市民で構成されています。それぞれの団体がブースを出展して会場を盛り上げました。

横浜支部では支部の広報活動として、犬猫お悩み相談室を設け犬の無駄吠え、猫の脱走対策、フード、おやつ等の相談を受け好評でした。缶バッジ作成は、飼っているペットの写真で缶バッジを作成し大変喜ばれました。特に横浜支部の取り組みとして、各イベント参加の際には環境省及び横浜市が推奨している「災害時ペット同行避難」についてのアンケートの聞き取り調査を行っています。

### 今回イベントでのアンケート内容 回答者224人

- 横浜市では、避難所へのペット同行避難を推奨しています。ご存じですか
  - ・知っている97人(43%)、知らない127人(57%)
- 現在ペットを飼っていますか
  - ・飼っている137人(61%)、飼っていない87人(39%)
- 災害等で避難するときペットはどうしますか
  - ・一緒に連れていく120人(88%)、

- 家に置いて行く17人(12%)、  
知人宅に預ける0人
- 4 災害等で避難所にペットを連れてくることをどう  
思いますか
- ・連れてきてほしくない11人(13%)、  
一緒にいても構わない55人(63%)、  
避難所運営委員の指導員の指導に従う16人(18%)、  
屋外など迷惑をかけない場所ならよい5人(6%)
- 5 飼っているペットについて(複数回答)
- ・犬91人(66%)、猫45人(33%)、その他5人(4%)
- 6 犬が避難生活に最低限必要な内容
- ・飼い主の指示に従うことが出来る91人(100%)、  
トイレは室内70人(77%)、  
トイレは屋外22人(24%)、  
ケージの中でおとなしくできる91人(100%)、  
おとなしくできない11人(12%)
- 7 避難生活のために日頃準備をしていますか
- ・準備している90人(66%)、  
準備していない46人(34%)

毎回アンケートで感じることでありますが同行避難の推奨が充分周知されていないなか、今回は知っている人が少し増えていました。

また、アンケートの聞き取り後には、①ペットとの同行避難をするには平常時から他人の迷惑にならないようなしつけと、動物が嫌いな人やアレルギーの人への配慮が必要なこと、②日頃の健康管理と迷子にならないための名札やマイクロチップ装着の必要性、③フード、薬、ペットシート等の備蓄をするように説明しました。これからも同行避難に必要な日常の飼育管理等の啓発を続けます。



↑参加スタッフ

↑開会式

### <ドッグフレンドリーウィーク>

2024年2月17日と18日は、二俣川住宅展示場にてドッグフレンドリーウィークに出展いたしました。横浜支部関係団体の協力を得て、譲渡会、犬猫相談会、ワンコイントリミング、ペット信託相談会、ペット同行避難相談会を行いました。2日間で約80組の方々にご来場いただき、各コンテンツも大変好評でした。譲渡会に見学に見えた方には猫の紹介をすると共に飼うための心構え、必要物品、注意点等また獣医療を受けることの大切さなども説明し理解を深めていただきました。



↑横浜支部のブース



↑猫を見ている里親希望者

### ①不妊・去勢手術助成金支給頭数(犬・猫合計=33)

犬	オス →	2	猫	オス →	8
	メス →	0		メス →	23
	計	2		計	31

### ②犬・猫の新しい飼い主探し実績頭数(犬・猫合計=11)

犬	オス →	2	猫	オス →	3
	メス →	1		メス →	5
	計	3		計	8

(支部長 家入庄一郎)

## 長野支部

Nagano Branch

当年度も支部会員皆さまの熱心な活動のおかげで、多くの動物達の命を救うことができました。

犬の保護関係では、本部プロジェクトへの支援として活動した崩壊ブリーダーからのレスキューが特に記憶に残りました。移送に耐えてシェルターに到着した時点では疲れ果てていた犬達が、往診獣医さんの集団健診を受けている間に徐々に元気を取り戻しはじめたことに安堵したのも事実です。どの子も身体が汚れきっていて栄養状態は最悪で、中には脚部骨折の放置による跛行(その後複数の動物病院で修復不可と診断)がみられる子もいましたがその健気な姿に心が痛み、それぞれの子に「よく頑張ったね。これで幸せになれるね」と自然に声をかけていました。もちろん、その後全ての子が心優しい飼い主さんとの出会いを果たしています。

一方、猫の保護は活発なTNRとそれに関連する医療を基盤に活動を展開してきましたが、当年度特に印象的なことは、地区行政の理解が深まったことで、今まで以上に民間活動への支援体制が高まってきたことです。不妊去勢手術への助成金制度を新設した市町村があったり、譲渡会会場の無償提供や広報にご協力いただいたりもしました。地域猫が多く暮らす地域において、不妊去勢手術済み(さくらカット)の子達が生きていくための餌・水やりは当たり前前といった認識作りを、行政の長自らが後押しをするような地域も増えてきました。

我々が保護活動をとおして、一年間でレスキューが

できる子は不幸な境遇におかれている子達のほんの一握りですが、その保護・譲渡を機にその子達にとってはいままでとは全く次元の異なる幸せな世界へと生活の場が一変します。

しかし、虐待やネグレクトを受けていた成猫などはなかなか人間には気を許さない面がありますので、そのような場合は譲渡希望者と密に連絡を取り合い慎重にマッチングを進めています。

未だに、子ねこを川や山に捨てる人もいます。そのような行為は犯罪だということを様々な立場から発信をしていかねばならないと思っております。これからも、一頭ずつひとつずつ、動物の命と丁寧に向き合っていくことが我々の使命だと考えております。



シェルター受け入れ作業



シェルター内での集団健診

されるがままの動物たちには何の罪もないので、その後始末は見るに見かねた動物愛護団体がすることが多い。なのに飼い主には何のペナルティもない。

反省する素振りもない飼い主は、綺麗に片付けられた家に戻り、ほとぼりが冷めた頃に1匹また1匹と再び飼育が始まる。

再発防止のために、前歴がある者は二度と飼わせないという規則と、それを遵守させるための手段が必要不可欠である。

介護を受けている人ならばヘルパーさん、他に民生委員や動物愛護推進員など、自治体各々に担当者を決めて定期訪問することで外からの目が届き、飼育を阻止できるのではないだろうか。何とか手立てを講じてほしい。

<参加イベント・会議>

- 5月3日～5月5日 中之島まつり
- 7月7日 大阪府動物愛護推進協議会
- 9月18日 堺市動物愛護フェア
- 3月7日 大阪市動物愛護推進会議
- 3月19日 大阪府・大阪市合同動物愛護推進員研修会
- 3月22日 大阪府動物愛護推進協議会

ごみ屋敷での多頭飼育崩壊現場。あと先住猫に甘える新入り猫の十数頭はゴミの中に隠れています↓ 仲睦まじい様子↓



①不妊・去勢手術助成金支給頭数(犬・猫合計=402)

犬	オス → 0	猫	オス → 190
	メス → 0		メス → 212
	計 0		計 402

②犬・猫の新しい飼い主探し実績頭数(犬・猫合計=184)

犬	オス → 28	猫	オス → 71
	メス → 37		メス → 48
	計 65		計 119

(支部長 徳間壽美子)

南大阪支部

Minami-Osaka Branch

私にはずっと気になっていることがある。各地で相次いでいる犬や猫の「多頭飼育崩壊」だ。

独居の寂しさをペットに癒されたいという心情は理解できるが、独りで世話をするのは自ずと限界がある。不妊去勢手術もせずに増やし続けられれば、いずれは破綻する。

餌も不十分で、糞尿まみれの劣悪な環境下での飼育は動物虐待であり、現場はさながら生き地獄である。



↑保護直後



↑こんなに大きく元気になりました!

道路でうずくまって動けなくなった子猫を保護。自力でごはんも食べられなかった危険な状態でしたが、治療とケアによってどんどん元気になり、先月1歳の誕生日を迎えました!

①不妊・去勢手術助成金支給頭数(犬・猫合計=837)

犬	オス → 36	猫	オス → 301
	メス → 109		メス → 391
	計 145		計 692

②犬・猫の新しい飼い主探し実績頭数(犬・猫合計=312)

犬	オス → 81	猫	オス → 58
	メス → 115		メス → 58
	計 196		計 116

(支部長 山移千鶴)

単位：千円

1.財産の状況	令和5年度	令和4年度
現預金	21,640	28,608
貯蔵品	1,226	967
その他流動資産	4,030	46
固定資産	228,602	227,811
内特定資産	216,315	214,724
内その他	12,287	13,087
資産合計	255,499	257,433
負債合計	14,653	14,371
正味財産	240,846	243,061

単位：千円

2.収支の状況	令和5年度	令和4年度
前期繰越額	243,061	234,973
会費収入	35,429	32,866
寄付金収入	46,409	59,579
募金収入	4,716	2,735
その他収入	8,254	7,607
当期収入合計	94,808	102,787
事業費	68,999	74,802
一般経費	28,886	28,542
事業経費	40,113	46,260
管理費	14,003	16,973
募金等関連経費	14,022	2,924
当期支出合計	97,024	94,699
当期収支	-2,216	8,088
次期繰越額	240,845	243,061

### 3.令和6年(2024年)度予算

単位：千円

前期繰越額	240,845
会費収入	34,800
寄付金収入	41,200
募金収入	4,600
その他収入	9,400
当期収入合計	90,000
動物福祉事業費	100,000
一般経費	30,000
事業経費	70,000
管理費	15,200
募金等関連経費	9,800
当期支出合計	125,000
当期収支	-35,000
次期繰越額	205,845

- ・当年度の正味財産は222万円減少し、2億4,085万円となりました。
- ・現預金は697万円減少しました。
- ・特定資産のうち1億6,715万円は指定正味財産(特定有価証券)、2,500万円が動物救護基金、1,500万円が捨て犬・捨て猫防止基金であり残高は前年度比不変です。
- ・特定資産の動物関係基金および指定正味財産は、令和6年度(2024年度)以降の動物福祉事業増強のために使用する計画になっています。

- ・当期収入全体では798万円減収となりました。
- ・うち会費収入は前年度比256万円増加しました。
- ・また寄付金収入(一般寄付、特定寄付合計)は、1,317万円の減少となりました。
- ・当期支出全体では、233万円増加しました。
- ・事業費は、動物救護費が220万円減少、いぬねこ不妊去勢・手術助成金は269万円減少、広報啓発費についても126万円減少しました。
- ・当期収支は222万円の赤字となり、次期繰越額は2億4,085万円となりました。

- ・令和6年度(2024年度)予算は、寄付金の減少が予想されますが、継続して動物救護、不妊・去勢手術助成及び各種セミナー開催や作文コンテスト等の広報啓発等の動物福祉事業の諸施策に重点を置き、3,500万円の赤字を予想しています。
- ・引き続き事業基盤の強化・拡充のため、会員増強や寄付収入の増加を図るとともに、動物福祉事業の強化を図って参ります。